

三重県公報

令和5年2月3日 (金)

第 384 号

毎週火・金曜日発行

		<u> </u>	<u>次</u>				
(番号)	(題	名)		((担当)		(頁)
	告 示						
60	土砂災害警戒区域の指定			(防災	砂防課)	2
61	同件			(同)	2
62	土砂災害警戒区域の解除			(同)	2
63	土砂災害警戒区域及び土砂	災害特別警戒区域の指	定	(同)	3
64	同件			(同)	4
65	土砂災害警戒区域及び土砂	災害特別警戒区域の指	定の解除	(同)	6
66	同件			(同)	7
	公 安 委 告 示						
5	指定講習機関の指定			(公安	委員会)	7
6	警備員等検定の実施			(同)	7
	公 告						
	開発行為に関する工事の完	了		(建築	開発課)	10

告 示

三重県告示第60号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の 規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和5年2月3日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
向山谷川	尾鷲市桂ヶ丘、中川、大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
向山谷川 2	尾鷲市大字南浦、桂ヶ丘 (詳細は次の図のとおり)	土石流
九鬼 12	尾鷲市九鬼町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第61号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の 規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和5年2月3日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺の谷川	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
火ノ谷 2	北牟婁郡紀北町上里 (詳細は次の図のとおり)	土石流
玉戸川 2	北牟婁郡紀北町島勝浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
馬瀬2	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栗生川-5	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
矢口浦 2	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
便ノ山 10	北牟婁郡紀北町便ノ山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第62号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により土砂災害警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和5年2月3日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の 種類	指定年月日
向山谷川	尾鷲市桂ヶ丘、中川、南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 26 年 12 月 16 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に

供します。)

三重県告示第63号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及 び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和5年2月3日

		<u>_</u>	重県知事 一 見 勝 之
区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年 政令第84号)第4条に規定する衝撃に関す る事項
白倉川	尾鷲市小脇町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桂谷	尾鷲市矢浜岡崎町、矢浜四丁目 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
牛ヶ谷川-1	尾鷲市座ノ下町、大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
牛ヶ谷川-2	尾鷲市座ノ下町、大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
牛ヶ谷川-3	尾鷲市座ノ下町、大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥 5	尾鷲市須賀利町奥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥 6	尾鷲市須賀利町奥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
馬越谷川-3	尾鷲市馬越町、北浦東町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桂谷 2	尾鷲市大字南浦、矢浜岡崎町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岡の川支川 5	尾鷲市大字向井 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
矢野沢 2	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
矢野沢 3	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
銀杏谷 2	尾鷲市賀田町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北浦 3	尾鷲市北浦西町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂場 4	尾鷲市坂場西町、大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 5	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 6	尾鷲市大字南浦、倉ノ谷町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松本	尾鷲市行野浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田海道 1	尾鷲市九鬼町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九鬼1	尾鷲市九鬼町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九鬼 5	尾鷲市九鬼町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古江1	尾鷲市古江町、賀田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

]		
賀田 4	尾鷲市賀田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 8	尾鷲市大字南浦、倉ノ谷町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
倉ノ谷2	尾鷲市大字南浦、倉ノ谷町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 22	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 25	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北浦東 6	尾鷲市北浦東町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢浜岡崎 5	尾鷲市矢浜岡崎町、大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 27	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 28	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三木里 10	尾鷲市三木里町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三木里 11	尾鷲市三木里町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三木里 12	尾鷲市三木里町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
曽根 6	尾鷲市曽根町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
曽根 7	尾鷲市曽根町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 23	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 24	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字天満浦 4	尾鷲市大字天満浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大字南浦 26	尾鷲市大字南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三木浦 7	尾鷲市三木浦町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三木浦 8	尾鷲市三木浦町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	-		

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第64号

令和5年2月3日

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及 び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律施行令(平成13年 政令第84号)第4条に規定する衝撃に関す る事項
長浜東谷	北牟婁郡紀北町引本浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋ヶ谷2	北牟婁郡紀北町馬瀬	土石流	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
惣ノ木 2	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
惣ノ木3	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上里中里 2	北牟婁郡紀北町中里 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ど田賀 2	北牟婁郡紀北町上里 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
馬瀬3	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
馬瀬4	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
馬瀬 5	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
元谷 2	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白越南谷	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小浦	北牟婁郡紀北町小浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
矢口浦1	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
惣ノ木 4	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
馬瀬 6	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
馬瀬 7	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上里 2	北牟婁郡紀北町上里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中新田	北牟婁郡紀北町船津 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引本浦第 1・引本 浦第 2・相賀渡利 町	北牟婁郡紀北町引本浦、相賀 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢口浦 4	北牟婁郡紀北町矢口浦、引本浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬瀬 11	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢口浦8	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上里 11	北牟婁郡紀北町上里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢口浦 16	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢口浦7	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
相賀 13	北牟婁郡紀北町相賀 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬瀬 20	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬瀬 21	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬瀬 22	北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

矢口浦 18	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浦 9	北牟婁郡紀北町小浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢口浦 17	北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 65 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及 び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和5年2月3日

			三 重 県 知 事 一	見 勝 之
区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律施行令(平成 13年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項	指定年月日
白倉川	尾鷲市小脇町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
桂谷	尾鷲市矢浜4丁目、矢浜岡 崎町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
牛ヶ谷川-1	尾鷲市座ノ下町、南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
牛ヶ谷川-2	尾鷲市座ノ下町、南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
牛ヶ谷川-3	尾鷲市座ノ下町、南浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
北浦 3	尾鷲市北浦西町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
坂場 4	尾鷲市坂場西町、南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
大字南浦 5	尾鷲市南浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
大字南浦 6	尾鷲市南浦、倉ノ谷町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
松本	尾鷲市行野浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
田海道 1	尾鷲市九鬼町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
九鬼1	尾鷲市九鬼町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
九鬼 5	尾鷲市九鬼町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
古江1	尾鷲市古江町、賀田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
賀田 4	尾鷲市賀田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
大字南浦 8	尾鷲市南浦、倉ノ谷町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日
倉ノ谷2	尾鷲市南浦、倉ノ谷町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 12 月 16 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和5年2月3日

_		11	L				10//	1.
三	亷	Щ.	4-17	里.			勝	-7
	#	217	ΛH			20	1177	~

区域の所在	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律施行令(平成 13年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項	指定年月日
北牟婁郡紀北町引本浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
北牟婁郡紀北町上里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
北牟婁郡紀北町船津 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
北牟婁郡紀北町引本浦、相 賀 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
北牟婁郡紀北町矢口浦、引 本浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
	北牟婁郡紀北町引本浦 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町上里 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町船津 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町引本浦、相 賀(詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町矢口浦、引 本浦 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり)	区域の所在 原因となる自然現象の種類 北牟婁郡紀北町引本浦 (詳細は次の図のとおり) 土石流 土石流 北牟婁郡紀北町矢口浦 (詳細は次の図のとおり) 急傾斜地の崩壊 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町船津 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町引本浦、相 賀 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町矢口浦、引本浦 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり) 北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり) 急傾斜地の崩壊 北牟婁郡紀北町馬瀬 (詳細は次の図のとおり) 急傾斜地の崩壊 治種組は次の図のとおり)	工砂災害の発生 気土砂災害防止対策の推進 に関する法律施行令(平成 13 年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公安委告示

三重県公安委員会告示第5号

道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 108 条の 4 第 1 項の規定により次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則 (平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号) 第 3 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年2月3日

		` 	
- 由 旦 小 安 赤 白 仝 赤 白 長	+	γ I	ı
三重県公安委員会委員長	12	1—	

法及	人 の び 代	つ 名 ^代 表	称 者	、 の	住氏	所 名	施及	設 び	の 所	名 在	称地	特定講習の種別	指定年月日
四日市	†市新	交ドラ 正三丁 雄				ル		方自動車 方市新正		7番6号		若年運転者講習	令和5年1月12日

三重県公安委員会告示第6号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。)第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家

公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。)第7条の規定により告示します。

三重県公安委員会委員長 長 江 正

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務(以下「雑踏警備業務」といいます。)及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務(以下「貴重品運搬警備業務」といいます。)に係る1級及び2級

2 実施期日及び実施場所

令和5年2月3日

- (1) 実施期日
 - ア 学科試験(各種別の1級及び2級を同時に実施します。)

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務1級	令和5年5月17日(水)午前9時から午前10時30分まで	計 15 人
雑踏警備業務2級	元和 5 年 5 月 17 日 (水) 十削 9 時から十削 10 時 30 分まで	計 15 人
貴重品運搬警備業務1級	△和『年『日17日(七)左前11時かと左後の時20八十つ	計 15 人
貴重品運搬警備業務2級	令和 5 年 5 月 17 日 (水) 午前 11 時から午後 0 時 30 分まで	

イ 実技試験(学科試験に合格した者を対象に実施します。)

種別及び級	実施期日		
雑踏警備業務1級	令和5年6月21日 (水) 午前9時15分から正午まで		
雑踏警備業務2級	令和5年6月21日(水)午後1時15分から午後5時まで		
貴重品運搬警備業務1級	令和5年7月5日(水)午前9時15分から正午まで		
貴重品運搬警備業務2級	令和5年7月5日(水)午後1時15分から午後5時まで		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6

津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)

- 3 受検資格
- (1) 雑踏警備業務1級及び貴重品運搬警備業務1級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第4条に規定する2級の検定(以下「2級検定」といいます。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」といいます。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

- イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 雑踏警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

- 5 受検申請手続等
- (1) 提出書類
 - ア 検定申請書(規則第9条第1項に規定する別記様式第1号) 1通
 - イ 次の書面のうち該当するもの
 - (7) 三重県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面(三重県内に住所を有する警備員で、その者が 属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可としま す。) 1 通
 - (イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該 営業所に属することを疎明する書面 1 通
 - ウ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚
 - エ 規則第4条に規定する1級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの
 - (ア) 3(1)アに該当する者は、2級検定の合格証明書(検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに

限ります。) の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務 従事証明書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各 1 通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課(大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以 下同じ。)

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間		
雑踏警備業務1級			
雑踏警備業務2級	◇和『ケメロコロ(小)かと同日コルロ(△) ナベのケギの味の ハルとケツ『味ナベ		
貴重品運搬警備業務1級	令和 5 年 4 月 11 日(火)から同月 14 日(金)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで		
貴重品運搬警備業務2級			

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活 安全課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の15分前から開始時間までの間とします。

7 申請手数料

種別及び級	申請手数料
雑踏警備業務1級	13,000 円
雑踏警備業務2級	13,000円
貴重品運搬警備業務1級	16,000円
貴重品運搬警備業務2級	16,000 円

申請手数料は、検定申請書の提出時に、三重県収入証紙により納入してください。なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

- (1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。
- (2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。
- (3) 原則、受検する本人が申請してください。 代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。
- (4) 実施場所ではマスクを着用してください。
- (5) 実施場所の受付で検温を行い、体温が37度5分以上の場合は受検を断ります。この場合でも既納の申請手数料は、還付しません。
- (6) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 059-222-0110 内線 3023) 又は 三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年2月3日

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 1 月 18 日	三重郡川越町大字亀須新田字宮前 41 ほか	愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 22-8 株式会社TSON 代表取締役 加 藤 冬 樹
令和 5 年 1 月 20 日	多気郡明和町大字馬之上字香良須池 900-3 ほか1 筆 及び字田家頭 977-5 ほか2 筆	多気郡明和町大字馬之上 892-5 明松ホーム株式会社 代表取締役 東 村 直 哉
令和5年 1月24日	いなべ市員弁町東一色字天皇 611-2	いなべ市員弁町東一色 525 岩 間 弘 晃
令和 5 年 1 月 24 日	いなべ市員弁町東一色字天皇 613-2 ほか 1 筆	員弁郡東員町城山2丁目22-10 くすのき不動産 代表 安 海 賢 二

発行 **三 重 県**

三重県津市栄町1丁目891 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/